

為同本部ニアリテハ七月二十五日執行委員會ヲ開催シテ
一、本部ヨリ嘆願書ヲ提出スルコト
一、交渉委員並対策委員六名ヲ選出スルコト
等ヲ決定シ同月二十七日別記嘆願書ヲ郵送セルが事業主
ノ挑戟的態度ニ憤慨シ罷業執行ノ準備ヲ進メツ、アリテ
衝突ハ免レ難キ情勢ニアリ

右及申(通)報候也

別記

歎願書

- 一、今回貴店に於て發表に當りました川島佐吉君に対する所置に就て吾々は先記の各項を嘆願に及びます
- 一、川島佐吉に對する仕込金の割引きを撤回し從來通りすること。
- 二、今後何ヶ月目に解決する共其間日仕込を支給すること。
- 三、川島佐吉の問題に就ては從來通りのこと。
- 四、紛争中の費用を一切貴店の負担たるべきこと。
- 五、今回の問題解決に對して双方誠意ある所置を取らばきこと。

理由

今回貴店より發表に相成りました経書員川島佐吉に對する申渡し及び其の所置は甚だ計画的にして且つ不穩當と存じます
能く吾々前記の如く歎願に及びます
何卒右に關する適當なる協議及び申回答を得たいと存じます。